

25/3/10 あいち総がかり行動 学習会

「能動的サイバー防御法」とは

内田：皆さんこんにちは。内田と申します。

3月1日に能動的サイバー防御法案の学習会が弁護士会主催であったんですが、その感想として、「そもそもサイバーって何ですか」と。あと「サーバーとサイバーの違い何ですか」というのが、わかってない人がいたんじゃないかということを言われたんですが、今日参加された方はわかりますか、全くわからない？

ちょっと説明させていただきます。中谷先生遅れるみたいなんで。

サイバーの前にサーバー(server)って何ですかと、名前は聞くと何やってるんですか。

(なんかコンピュータの空間じゃない。) いやそれはサイバーサーバー(serve)、提供するというのが、サーバーの語源です。

ビールをサーバーするサーバー。あとインターネットのサーバーっていうのは、メールって送ります。

あれって何で送るんですかと。パソコンとかスマホでメールを送りますと言うと世界のどこかにあるサーバーってところに送るわけですよ、メールをばっと。このメールは何かさんから誰さんに送るんだと、全部サーバーが管理して相手に届く。つまり、インターネットってのはサーバーを経由しないと全く動かない。まずメールサーバーね。

あとホームページ、皆さん見ますね。

あれなんで見れるんですかと言って言うと、いや、私はヤフーというホームページ見たいですって言うと、ヤフーを見たいという、パソコンとかスマホで打つんです。

そうするとサーバーというところに指令行って、私はヤフーのホームページが見たいって言うと、サーバーの方がヤフーのホームページはここですよと全部指令してくれる。それでホームページから見れるわけ。

(ヤフーサーバーっていうのが正式名称?) だからそれぞれのサーバーがあるんですよ。ホームページごとにサーバーってのがどこかにあるっていうのは巨大なコンピュータです。(サーバーを教えてくれていると) そっから出てくる指示が来るみてください。

あとはパスワードですね、メールのパスワードあります。何でもいからパスワード入れたいですって言うと、やっぱりサーバーに行ってこれは本当にあなたですかと全部チェックしてくる。

IDサーバー (IP アドレスと呼ばれる番号) IP アドレスをサーバーに送るんです。

だからそういうサーバーという巨大なコンピュータに全部指令しないと、インターネットってのは動かない。これはサーバーです。

そこまでいいですか、(そこは世界に共通なんですか) サーバーというのは世界に無数にあります。

無数にもう数千数万数十万、山ほどある。日本にもあるし海外にもいっぱいあります。これはサーバーねそれがわかってないと。

能動的サイバー防御、これはサイバー (cyber) ですよ。

サーバーとサイバーは別です。サイバー防御の話にならないわけです。

サイバー防御とは、その前にサイバーとは何ですかと。

これはインターネットなどの電子空間のことを全てサイバーと言うんです。

だから、私がインターネットとかスマホで見たいよと言うとサイバーという線を通して、サーバーに行くという。線だと思っていただいた方がいいです。

サーバーってのは物理的なコンピュータです。こっちはコンピューター。サイバーってのはその電子の線です。電線みたいなものと繋ぐようなものですから、無線でもいいですし、電線でもいい簡単にはそう。

あまりにも単純化しすぎていってるので、ちょっとはしょってるんですが大体こんな感じ。

(これも合わせてサイバーという線はたくさんあるわけですか)その後の話やるところでサイバーというのは、それこそ電線もそうだし、無線もそうだし、もう本当に世界中、山ほど張り巡らされている。今日、中谷先生話すと思うんですが、光ファイバーわかりますか。いっぱい線があって、海底ケーブルでびよーんと繋がってるという、日本とアメリカはどうやって繋がってますかっていったらこれはその光ケーブル、サイバーの線が、光ケーブルをずっと伝っていくというなんです。これがわかってないと能動的サイバー防御ってそもそもわからない。ここまではいいですか。

何か質問などがあれば、サイバーとサーバーの違い、すいません、前座で話をしております。

(何で詳しいですか) すいません、今回能動的サイバー防御法でいろいろ勉強したんです。自分で勉強したし、愛知県弁護士会の学習会も行ったとしたら半分ぐらいピンと来なかったらしいんです。お客さんの層は大体こんなもんですよ。なんでこれわからんのかな。まさかサイバーとサーバーの違いがわかんないかなって言ったらやっぱりそうだったっていう、今の話で大体わかりましたかね。

(僕、電波と思ってた)、線もそうだし電波も全てこのネットで繋ぐものと、サイバー、(皆さん、ちょっと前座の15分間の学習でわかりましたかね、これから中谷さんの話で)これがわかってないと話にもならない。

だから能動的とはなんだ、サイバーで、防御、そもそもサイバーってのはその光ケーブルだったり電波だったり、インターネットに繋ぐ、何らかの線だと思っていただいた方がいいかなと。

すいません、失礼しました。

司会：中谷さんがお見えになりましたので、その前にちょっと事前学習でやっていただきました。

助かりました。中谷さんは弁護士会の学習会にでたんですか。

(僕は自分の講演会があったので別に、同じ時間帯で)ありがとうございますから50分、ごめんなさい。

サイバー防御法ということについて、中谷さんに1時間ほどの時間で、皆さん今お話出ましたけど、質問等があれば少し終わってから取りますのでいろいろ質問していただいた後

1時間半ぐらい、（1時間半もあれば十分です。そんなに喋ることがあるかどうか。）1時間半位をめぐりにやってください。

中谷：どうも皆さんすいません。遅れまして申し訳ございません。

最近こういうことが増えまして、年取ってきていろいろと忘れてしまうんですね、ごめんなさいね、申し訳ございません、それでは今から話をさせていただきます。

ちょっと座って話しさせていただきますが、あの今日お手元にですね、レジメを作っておきました昨日の夜の10時過ぎまでかかって作った急遽作ったもんですから、あんまり大した中身ではないですけどもお聞きください。

まず、能動的サイバー防御法案って一体何なのかという基礎の基礎ね、今のサーバーとサイバーの違いを内田さんが話していただきましたが、サイバー防御というのはですね、国のですよ、政府の側が定義しているところによると、サイバー防御というのはサイバー攻撃、先ほど言ったように、インターネットだとか、ネットを通じてですね攻撃をしてくる、故障させたりウイルスで感染させたり、あるいは情報抜き取ったりとこういうサイバー攻撃に対してそこから国民を守ること、これがサイバー防御なんですよというふうに政府の側が定義してるんです。

能動的サイバー防御ってそしたらなんなんだということなんですが、これも政府の定義ですが、他国からの攻撃の脅威。脅威を探索し、脅威を理由に先制的に他国に攻撃を行う。このことを能動的サイバー防御言葉自身がですね、能動的ってのはこちらから積極的にという意味でしょ、サイバー防御を守るということでしょ。そもそもこれ言葉自身が矛盾してんじゃないのというのはですね、これずっと付きまわっていることでして。だから人によってはこれ能動的サイバー防御ってのは言葉の使い方おかしいぞと、やっぱりサイバー攻撃と呼べというふうに言っている人もいるしそれが本質を表してるんじゃないかなというふうに私も思います。

ここでですね、目的のところ脅威、つまりこれは事前にもう攻撃されたよと、サイバー攻撃があったからそれに対してどうしようかっていう話じゃない。攻撃をされる危険性がある、脅威がある。

これをまず探りましょうと。危険性があったということがわかった場合にそれに対して、その危険な攻撃をしてくる可能性のあるところ、攻撃元に対してその情報を探りその攻撃元を無力化する。

これが能動的サイバー防御として考えているね。無力化するためにはそのコンピュータを停止させてしまう、ソフトウェアを無効にしてしまう、あるいは違うものを送り込んで、発動しないように動かないようにしてしまう。こういうことをやろうじゃないかというのが、能動的サイバー防御法、サイバー防御と言っていることの中身です。

これももちろん、皆さんこれまでの説明でわかるように、脅威ということだから現実にはやられたわけじゃない、やられる前に危ないなと思って攻撃するというわけでしょ、いわば先制攻撃。先制攻撃をするということはこれ間違えることはあり得るんですよ。当然先制攻撃なん

ですから、脅威だとかっちは思ったけれども実はそうじゃなかったよということだってあり得るわけね。

そんなときにどうするんだという問題がつきまどっているということになります。

これ後で申し上げますが、サイバー攻撃というのは、攻撃をかけられた側はですね、これをグループ攻撃と同じように主権侵害だというふうに捉えるということに、かつて日本の国会でもですね大臣がそのように言っていました。場合によっては武力攻撃と捉えてそれに対して反撃をすることもあり得るんだと、それは集団的自衛権も含めて反撃をするんだということがかつて言ってたんですね。

まさにそういう武力攻撃をこちら側から脅威を理由にかけようじゃないかという内容を含んでいるというのが、能動的サイバー防御法案の中身になってきます。

ここで先ほど言ったように方法として書きました、先制攻撃を含むという点に問題がある。攻撃をしてくる側のサーバー、今度はサーバーですね、サーバー等への侵入をして、こちらから侵入して、そして無害化、動かないようにするあるいは役に立たないように機能させないようにするというこういうことをやろうとしているわけです。

経緯の探索手段、脅威があるのかないのか、攻撃かけてくるかどうかの脅威をどうやって探索するんだということで、第一にこの法案の中で書いているのはですね、まず企業秘密を含む設備等ですね、それに対して攻撃をかけられるということを防ぐために、企業の側から情報を得る必要があるということで、企業者に対して、民間事業者の膨大な経済情報をですね、内閣府のシステム内に取りこむんだと。

だから企業と連携をする官民連携と呼んでまして、民間企業の膨大な情報を政府が一括管理するということを大前提に置いています。

既にですねこの官民連携の関係では、鉄道・航空輸送・金融・電気・ガス・水道・放送など53社213事業所と契約済みになっております。政府と連携するということで、これらの民間企業にきた情報については政府に流すという約束ができています。

そこでは問題なのは企業秘密を含む設備だとかプログラムシステム等の企業情報が政府によって強権的に吸い上げられて一元的に集中管理される危険性があります。

こういう形で全部の情報を流しますよっていう話をするわけだから、企業が政府が一元的に管理する、企業秘密も含めて管理する危険性があるわけですよ。

その意味で、日本市場で初めて起こりうる一大情報集約、政府による一大情報集約が起こるんじゃないか。その結果というのは官僚による経済も含めた統制に繋がりがかねない、そういう危険性を含んだ法案であるということ、我々はまず押さえておく必要があるだろうというふうに思います。

法案の中身はですね、一つは官民連携ね。これ二つの法案から成り立ってるんです。

一つの法案は、何をするかということを書いている、その何をするかの中身の第1の柱が官民連携、企業情報を全部政府が吸い上げますよ一括管理しますよというのが一つね。

二つ目がですね、通信情報の利用ということで、基幹インフラ事業者との協定ということで同意。

つまり相手方と協定を結んで、その同意を取ってそこから情報を得るというそういうことです。

通信情報がその基幹インフラという企業の基幹的な企業ですね、そこに来た情報については全部政府に流しますよという同意を取り付ける、協定を取り付ける、先ほど言ったような、既にもう協定結んでますよという、こういうものについては同意によるものです。

ここにはですね、同意によって協定によって取る以外に、同意によらない方法で情報を取るということもこの法律には定められています。

通信情報を同意によらないで、国民の生命や身体や財産に危険が及ぶ場合、その場合について他に方法がなければ、同意によらないで取っていいよというふうになってる。

そのときには、第三者委員会というのを設けてあって、その第三者委員会の承認を得て、その取得をすると同意をするという、同意をえなくても情報を取ることができるということになってるんですが、時間がないときには事後承諾でもいいと。事後的承認でもいいということで、これ、学者の先生にはですね事後承諾でもいいって書いてあるけどその後どうすんだ、何も書いてないじゃないかというふうに批判をされてる人がいるんですが、私が条文を読んでみたところ、何も書いてないわけじゃなく一応、事後承認を得た後、最後にこういう方法で取得しましたよという通知だけはすると。

つまり事後承認でもいいと言うけれども実際やることの中身は、もうやりましたよという通知だけにとどまるというふうに法案上は書いてあるように私には読めました。

それからそうやってとった情報をどうするのか、これはまず情報を取るときにどんな方法でとるのか。

全部全ての情報を機械的方法でとるんだ。人間が選り分けしない。機械的に全情報を取り上げて、全ての情報を取って取得して、その上で不必要な情報、例えば本文だとかメールの中身だとかね、そういうものは不必要な情報だから、それは取りませんよ。

それ以外の情報、誰がいつどこに発信したか、通信の開始時間は何時か終了したのは何時か、ファイルはどんな大きさか、こういうことを含めてそういう情報を私達は取るんですと。

そしてどこから発信されたか、どこの国から発信されたか、どこの機関から発信された情報なのかこういうことを見れば大体脅威があるかどうか、危険なサイバー攻撃かどうかというのはわかるんだと、こういうふうに言ってるんです。

だから必要な中身については見ないんだから危険性ありません、プライバシーの侵害なんていう恐れはありませんよというふうに説明しています。有識者会議の報告書の中でも政府の提案理由の中でもそのような説明をしているんです。

でもね考えてみてください。本当に危険かどうかっていうのは中身見ないとわからん情報なんていっぱいあるでしょ。

どこの国か、それこそ大体こういうサイバー攻撃してくるのは、例えばアメリカからとか、それからロシアからとか、中国からとか、こういう感じで単純に来るわけじゃないんですよ。

他の国を通じて来るんですよ実は。いくつかの国を通じてくるボットというらしいんですが、そういうのっとったコンピュータの他の国のコンピュータを使って、そこを拠点にしてまた攻撃をかけてくるということをやりますよ。

そうするとどこから来たものとかっていうのを単純に見るだけではわかんないですこれは、そうなってくると、その中身を脅威があるかどうかを見極めるときに、完全に中身を見ないということにはならない可能性があるだろう。

これ実際に日本が真似したのが、ドイツの法律があって、ドイツではこういう方法で情報を取っているんですが、機械的情報だから全く問題ないというふうにドイツ政府も言ってたんですが、ドイツの憲法裁判所で、そのことについて判例が出まして、違憲であるという判例が出てるんです。

それは何かというと、中身ないと言っていたけれども、実際には私的領域つまり、ドイツの考え方というのは領域説といって、プライバシーの考え方に、国が立ち入っていい領域と、絶対立ち入ってはいけない私的な領域と、それからその中間にある領域とこういう領域が、それぞれ区別されてるんだというのがドイツのプライバシーに対する考え方で、いくら国家と言っても絶対に入ってはいけない私的な個人的なことについて侵入したり介入しただけで、それだけで違憲であるというのがドイツの考え方なんです。

この考え方からいうとまさに領域説、つまり私的な領域に立ち入ってその情報取ったじゃないかだから違憲ですという判決が出てるんですよというように、実際に怪しいなとなったら、情報を取得した上で中身を見て選別するという危険性は十分あるというふうに考えるべきで、この法律の建付け、設計はですね、それを排除するものになってないというふうに私は考えています。

今の警察法でもですね、例えば僕がやってた事件だと、今日も見えてるけど奥田さんの事件、DNAを抹消してくれと言った事件ありましたね。

この事件について、DNAという究極のプライバシー情報と言われるものについて、血液とるでしょ。

DNA情報というのは自分も知らない遺伝子解析するわけだから、自分が知らないこれからどんな病気になるかも、そこから読み取れるっていうんです。

こういう究極のプライバシー情報を国は犯罪を犯したと疑ったり、あるいは犯罪疑ってないものでも、DNA情報集めろと言われてますから、積極的に集めています。集めた情報はDNA情報を取って資料を取ってそこには全ての情報入ってるわけですよ。

それ取ってですね、そしてDNA型、誰かという特別識別をする数字だけのね、そういうアルファベットと数字だけの情報にして、それを一括データベースに一括管理しますよとってる。

それ以外の資料は、この究極のプライバシー情報を持った資料は、これは廃棄することになっています。「しています」ですよ。

一体どこに決まってるんねんって言うと、我々警察庁とも協議をしていますが、どこに決まってるかっていうとこれは単なる通達。内部規則で決まってるだけです。法律で禁止されても何もいないんですよ。

だから廃棄されてるかどうかなんていうのはわからない率直なところ。日本の警察法の最大の問題。

ここ実施機関が警察であったり情報機関・自衛隊でしょ。

自衛隊については憲法違反の疑いがあるから厳しい目が届いてますよ。

しかし、警察について誰もそんなこと言わんもんだから、ものすごく曖昧でいい加減なの。ここが最大の問題なんです。この警察に平時から、普段の日常的な管理はこのサイバー防御に関してやらせるのは警察ですよ、その警察にやらせるときに禁止規定なくですよ。必要がないから取りませんよとしか言っていないにやらせるということが最大の問題だと僕は思います。ここは歯止めに全くなってません。

今言ったように、そういう資料に関しても同じ説明してんです。DNAについても同じ説明してます。

資料が必要ないから要らなくなったらデータ抜き取ったら廃棄してますと言ってるだけ。

それを制度的に担保するだけの保障は全くない。

先ほど言ったドイツの憲法学説や憲法の判例から言うとね、そういうちゃんとした、守られる仕組みもないような法律というのは権利を侵害する可能性があるから、こういうものについては違憲なんだというふうに判断するんですよ。

そういう抜け抜けのそんな内容のシステムを作ろうとしてるのが今なの。だけどあの皆さん、これからおそらくこれまだいや見直しをすとか、いやむしろ取り下げになるんじゃないかとか言われてますけれども、これ審議続いていくとわかると思いますが、日本の国会の中でそこまで突っ込んだ議論絶対されないですよ。それはきちんとそういう問題把握をしてないし、そこに問題があるんだというところまで行ってない。いやDNAの問題でも、いやもう処分することになってます。

そういう規則ができてますと言われりゃ、そうですかで終わり、それは間違いない。

そういうことをさせないシステムを作らなければならない。

それは法律でやるんだったら規定するんだったら、それを違反した場合には処罰をするとまで書かなければならない、そういうことをしないといかんし、それをきちんと管理できる第三者的な機関が必要です。

第三者委員会の承認を得ると言っていましたね。

第三者委員会の承認って、今ある政府組織を前提にして皆さん考えてみてください。

第三者委員会って信頼できますか、誰が選任するんですか。

これ、政府が選任するに決まってるわけですよ、有識者を選任するわけでしょ。

自分たちの息のかかった御用学者やなんかを選任するわけでしょ。

あるいは企業の人間だとかおそらく選任するのはそういう人間に決まってるわけですよ。

そんな人間が弁護士ものが入ってくるでしょうねきっとね、大ローファームの普段そういう人を事ばかりする人が入ってくるわけで、最高裁の判事になるようなそういう人たちでしょ、こういう人たちが入ってきてですよ。でいいよと言った場合に我々は安心できるんですか。全情報ですよ。

例外なしの全ての情報をまず大前提として国が握るといふ、そういう前提に立ったときに、自分たちの本当に秘密にしておきたい情報は除きますってもそうされないんじゃないか。それはまさにあのスノーデンさんがアメリカで持ち出した情報がそういう情報なんですよ。スノーデンさんは、そののまずそういう情報を得る機械的に情報を得るその会社の下請けで働いた人ですよ、この人がそこに来た情報を持ち出したわけ。これが全世界でものすごい大騒ぎになったでしょ。

これ何かっていうと、まさにそういう秘密情報、機微にわたる情報を、彼が全部持ち出したから、それができるといふことなんですよ。政府が全ての情報を取るというのはそういう意味でしょうといふことを私達は心配してますし、非常に危惧をしています。

全情報を取られるんじゃないかといふ、監視国家と我々言ってたけれどももう究極の監視国家になっちゃう。後でちょっと申し上げますけどね。

大垣の市民監視事件でわかったのは、今まで公安警察がやってた手法、市民を監視する手法、誰、市民って言ったら我々は関係ないわ。普通に犯罪も関係ない、我々は関係ないと思ってるかもしれませんが、ここにおられる方はそんなこと思っていないかもしれないけど、普通の市民そう思ってるんですよ。

何も関係ないわと思ってるんだけど、そんなことはないんです。

だって大垣のときに監視されたのは誰ですか、お寺の和尚さんですよ。

養鶏場経営してる人ですよ。この人たちが過去に環境活動環境を守るという運動をしたからという理由で調べられたわけですよ。誰と交友関係があるか、どこで何を喋ったかこういうことを全部調べた。

風力発電をそれで環境害されるんじゃないかと心配した人たちね、この人たちが調べられる対象になったわけです。だけどそこには心配もしてない。まだそんな事業があることを知らない人たちが2人含まれてる。2人だけですよ、4人調べられたうちの2人だけが関係して後の2人関係なかった。

だけどあいつらは過去に環境問題で運動してるから関係するかもしれない。しかも全国に働きかけて、大垣市内にそういう人間を呼び寄せて市民運動することによって、この地域の秩序が乱れるかもしれんこういう理由ですよ。これ僕が言ってるのが今のは議事録に書いてあることですよ。

警察と企業との間の議事録の中にそのように書いてある。そういう理由で監視されるんです。このように監視される対象は誰とか書いてない。それこそ犯罪者や犯罪予備軍だけじゃない。一般市民で秩序を乱すというふうに考えた、彼らが考えた人たちの情報を全て監視するだろう。例外なしに全情報ですから、こうなったら我々も免れないというふうに考えて間違いないでしょ。

そういう情報を取られるということでもあります。

無害化措置というのは先ほど言ったように、言葉を言い換えてるんです。

元々法案作る前の段階ではですね、大体侵入と呼んでたんです。言葉通りですね、怪しいと思ったサイバーのですね攻撃元のサーバーの中に侵入すると書いてた。さすがに侵して入るといふ侵入はまずかろうということであらうときにアクセスと書いてある、近寄るといふこれはごまかしですね。言葉だけでもこうやって胡麻化していくんですけども、アクセスと無害化措置というのが書いてあって、これあの二つの法案になってますよというふうに申し上げたでしょ。

どういふふうにするのかという官民連携や通信情報利用しますよと書いてあるのが新しく、今までなかった法律を作りますよという新法として作られている法律案なんです。

もう一つの案がある。これ何かっていうと実はどこに何をさせるかっていう、どこの機関にやらせるかということを書いた、政府はですね、これを整備法というふうに役所はよんでるんですね。

整備法というのは警察官職務執行法の改正、それから自衛隊法の改正を含むどこの機関が何をするかを書いたそういう法律だと思ってください。

その無害化措置というのはこの整備法の中に書いてあります。

これも学者の先生の書いてあるのを読んでみるとですね、侵入した後何をするのがわからんと法律には書いてないと。おそらくあの最初の方のサイバー防御法案のAの方ね。僕が書いた整理した、何をするか通信情報を利用するといふところだけ読まれたんだと思うんだけど、整備法の方を読んでみると、明確に書いてありますね。中に侵入してそして使えなくするんだと、機械が稼働しなくなったり通信できなくなったり、そういうことをするんだということが明確に書かれています。

これ誰がやるのかといふところに、警察にやらせるといふことになってるんですが、警察に対する統制の問題以上にもっと大きな問題がここには隠されてる。もっと大きな狙いといふのが隠されているよといふのを専修大学の白藤先生が言っておられました。白藤先生の講義をですねインターネットで聞いてみておーそういう狙いが隠されているのかと僕も初めて知りましたけれども、そのことは後で申し上げます。

私達が懸念している第一は何か、こういう無害化措置と呼ばれるサイバー攻撃を日本が先制的にやった場合に戦争に結びつくんじゃないかといふ軍事面の問題、軍事的なですね戦争を呼び起こすことになるんじゃないかといふことが第一であります。

第二は通信の秘密、プライバシー侵害の秘密、それを動かす監視国家、究極の監視国家になってしまうんじゃないかといふ、そのことを懸念しています。

この能動的サイバー防御法案が出てきたよといふ有識者会議の報告書、昨年11月に出てる。これを知って有識者会議報告書をさっと読みました。

一読しただけで、すげえ法案だなこれめっちゃくちゃするなといふふうには私すぐにわかりました。

なぜわかるのかというと、先ほど言った、この間私やってきたのは安保法制の違憲訴訟なんです。戦争するための方法作りをやってきたのに対してそれが違憲だという裁判をずっとやってきました。

もうそれ以前からイラクに自衛隊を送るときからずっとやってるんですよ、それ以前も湾岸訴訟のときからやってるんで、そういう戦争の関係の法律の問題で違憲だと言って争ってきました。

それとこの間は DNA のデータ抹消事件、奥田さんの事件と大垣警察市民監視事件についても関わっております。代理人の弁護士であります。

そうするとここで問題にしてきた戦争が日米一体化して、日本とアメリカが一体化して戦争するという法律にこれは関わりがある法律、極めて密接に関わる法律ではないかというふうに思いました。

そして、そのために戦争するために監視をする、反対活動があったり、敵国と繋がってはいかんという理由で全てを監視するんです。

これは戦前日本が特高警察が行っていることはそういうことなんですよ。

戦前の勉強もしてますので、特高警察月報というのがあってね、特高警察がどんな活動をしたかっていうのを報告する。その報告書集が冊子のようにして残ってる。この中身見るとね、どんなことやってたかってのよくわかるんですよ、特高警察がどんな情報を仕入れたかと。アメリカと日本が開戦した直後です。東京の時計屋さんの夫婦が、その夫婦間の会話で会話してる内容が特高警察月報に出てくる。こんな戦争やって日本なんか勝てるわけないだろうということを旦那さんが言ってる、このことについて、奥さんが喋ったということが報告される。それが処罰の対象にされてるんですよ、特高警察月報の中で出てくるのは、そういうことをやってたんです戦前ね。

こういう監視国家を作ったのが日本なんですよ。この監視国家において、今度それ以上に綿密に全ての人の通信情報を全部国家が機械的に握るということをやろうとしているのは、今のこの法律だというふうに考えていただくと、ちょっと恐ろしさや危険性がわかっていただけじゃないかと、私が非常に怖いと思ったその感覚というのをわかっていただけじゃないかなというふうに思うんです。

こういうですねまさに戦争作り、そのための体制作りとしての治安体制、治安体制を確立する、そういう監視国家が結合したもとして能動的サイバー防御法案が出てきた、現実化したんじゃないかということが懸念をされました。

今の日本のサイバーセキュリティの状態ってどんな状態なのか、サイバー攻撃やられ放題だったら困るじゃないかと思いますよねみんなね。巷にはですねこの頃どここのサイバー攻撃されました、名古屋港はサイバー攻撃にあって困りました、JAL の発券システムが止まりました。こういう情報いっぱい流れてくるでしょ。それ見て非常に怖いなというふうにみんな思いますよ。私達だってそう思いますよ。

日常生活それで困ったら支障をきたしたら困るなと思いますよね。

防御してもらわないかんなどこれも思いますよ、私はサイバー防御そのものが不要だというふうには思っていません。それは必要だろうと思いますよ、防御の範囲ではね。

しかし、日本のサイバーセキュリティに関しては国際的にどう評価されてるか、これ調べてみました。

日本の場合はねサイバーセキュリティ政策は、他の国と違ってですね、欧米と違って重要インフラを保護する民生分野を中心に発展してきました。

これが日本の今までのサイバーセキュリティの政策でした。

欧米はですね、軍隊だとか情報機関が主導して政策立案してきたんです。

だから軍事的な目標や軍事的な目的のためにやってきたというところがあります。

国連の専門機関の一つに ITU と国際電気通信連合という国別のサイバーセキュリティの状況进行评估している機関があります。この機関がですね、グローバルサイバーセキュリティインデックスという GCI という評価をしているんです。

この評価で見ると 150 カ国を対象に法政制度技術、組織能力開発、国内外の協力関係これら进行评估の対象にして、GCI 評価をして、昨年度、2024 年度の国連の ITU の GCI 評価は、日本については法制度と組織は満点だ。そしてそれ以外の項目も全ての項目で高い評価を得ている地域のロールモデルだと評価を国連がしています。そういう評価をされているのが日本のサイバーセキュリティの現状なんです。

ただし他の国際機関の評価を見えます。

オーストラリアの戦略研究所、名前からわかるように戦略研究所ですから軍事的な戦略研究所、ここでの評価ではそれでもですよ、アジア太平洋地域 25 の国地域において日本を 2 位に位置づけている。

ここで高評価したのは国際的な議論への関与、コンピューター緊急対応チームの能力、インターネットの普及率等で日本は高評価だという評価されてます。

課題は人員不足と憲法の制約、防衛産業の保護この点に問題があるというふうに書き込んでいます。

彼らが問題にしている低評価の理由というのはよくわかるでしょ。憲法上戦争できんような、攻撃できないような制約を持ってるところは否定評価になるんですよ。これが軍事的な機関の評価。

イギリスの国際戦略研究報告書 2021 年の報告書を見えます。

ここではですね、日本は最も低いランクの評価に位置付けられています。

ここに書いたような国々です。

アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、フランス、イスラエル、日本、中国、ロシア、イラン、北朝鮮、インド、インドネシア、マレーシア、ベトナム、これらの国の中で 3 段階に評価してるんですが、最も低いランクだというふうに言ってます。

その評価の中身はエコシステムとして非常に良いがインテリジェンス、これ情報機関という意味ですね情報能力や情報機関や攻撃的能力、つまり相手から情報を取ったり、スパイ活動

をしたりですね、攻撃的能力を持ってない、だから低評価なんだとこういうふうに評価をしている。

日本は良い能力を有しているが能力開発や利用を躊躇している。能力開発や利用を躊躇している中身は、スパイ行為をして相手から情報を勝手に盗んだりそれから攻撃をしたりする能力について、それを伸ばすことを躊躇していると評価して低く評価している。非常にこれわかりやすいですね。

このイギリスの国際戦略研究所報告書のまとめのところではですね、ハイテク産業において世界的に主導する立場にあると位置づけられ、ただし憲法 21 条の通信の秘密、憲法 9 条による国際紛争を解決する手段としての武力行使を放棄しているということがこれは欠点弱点だと、放棄してきて、日本はサイバー空間における攻撃能力が全くないそういうふうにしてきたんだから、ないんですよ。

それが弱点なんですよ、彼らの言うね。つまりどこが弱点、低評価としているか、それを除いた全体的な評価が非常に高評価だということが国連のこの機関の評価等からわかると思います、これが現状です。

こういう現状は一切、政府の側は言わずに、低評価の部分つまり軍事的な問題のみを表に立てて、軍事的にですね低い評価を得ている、指摘をされている。指摘するのはどこかということ成立させよう作ろうという側の人たちがしきりにね、ネットでやっぱりやっていますよ。これ見てみるとわかります。

起点はどこか。アメリカの情報機関の人間がこう言った。アメリカ軍の人間からこういう指摘を受けたということが起点になってますよ、ほとんどそこが起点なんです、アメリカが起点なんです。

日本でどういう弁明がされていたかというのをちょっと拾ってみました。

サイバー分野での安全保障における日本の重点化に日本がどこに重点を置こうとしているのか、これちょっと時間軸を追って国会でどんなことを言ったかなというのを調べている。2006 年、当時の額賀防衛庁長官は、サイバー分野における攻撃他動的な能力には手が回らなかった。

2006 年頃は手が回ってませんというふうに言っているんですね。これ参議院の外交防衛委員会でこういうことをいっている。

2013 年に安倍首相はサイバー攻撃と武力攻撃等との関係については様々な議論が行われている段階で一概に申し上げることは困難というふうに言っています。まだこの段階にあります。

ところが 2014 年になると、安倍第 2 次安倍政権ができて、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会という安保法制懇というのを作りましたよね。中でこういう言い方をしています。様々な主体によるサイバー攻撃は社会全体にとって大きな脅威、リスクになっている、どんな場合に自衛権発動の 3 要件を満たすかという点や外部からのサイバー攻撃に対処するための制度的な枠組みについての検討が必要だ。

2014 年の安保法制懇の報告書以来、こういう方向に切り替わってきてるんです。

そして翌年 2015 年、中谷元防衛大臣はこんなふうに言っています。

サイバー攻撃を仕掛けてくる場合に、そういった行為を例えば耐えがたい損害を与えるんだということを明白に意識させ、そして侵略を思いとどまらせるという抑止力のためには、今までお話をしましたけれども集団的自衛権も含めた我が国の防衛の体制をしっかりと、全て法律的に対応可能とすることによってそういった場合に備える。こういう法律を作って、場合によっては集団的自衛権の行使を含む、報復するぞという法律を作りますよということを言っている。これが 2015 年の中谷元防衛長官の発言であります。

日米が同じ年に日米ガイドラインが 4 月 27 日直後ですね、この発言の直後に結ばれています。

このガイドラインの中ではサイバー空間についてこう言っています。

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため適切な場合にサイバー空間における脅威および脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。サイバーに関する危険性を日米両国で共有するとこういうふうに言ってるわけです。

日米両政府は適切な場合に民間との情報共有を今回出てきた民間との情報共有をね、民間から情報を吸い上げるという問題ですね。を含め、自衛隊および米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラおよびサービスを防護するために協力する、そして自衛隊および日本における米軍が利用する重要インフラおよびサービスに対するものを含め日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、これはガイドラインでは、武力攻撃の場合もそういうふうに言ってるすよ、日本に対する攻撃は米軍がやるんじゃなくて、日本が主体的にやるというふうに言ってる。アメリカ軍はそれを補佐すると、助けるというふうにししか書いていません。今までの盾としての日本米軍基地を守る盾としての自衛隊、そして鉾として、つまり攻撃してくる相手を攻撃するための鉾としての米軍という位置付けはもう変わってます、この段階ではね。

日本がやれよと。米軍はそれを補助してあげるよというふうに変わっているんです。

これはサイバー部隊でもやっぱりサイバー攻撃の関係でもそういう位置づけは変えてません。

ここで書いてあるのは緊密な 2 国間調整に基づき手続きする適切な支援を行う。

日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する、日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものも含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。こういうふうにししか言ってないですよ、日本の国民が思ってるほど、米軍主体的に日本を助けてやるようなんて一言も言ってない。

武力攻撃されたって適切に緊密に連絡を取って適切に協議しましょうね、協力しましょうねとしか言ってないんです。これが両国間の約束の内容なんです。

ガイドラインは僕よくよく読み込んでいただけるとこういうふうに進までの言葉と使い方が変わってくることによって狙いが透けてくるし、関係が透けてきます。

もう一つ言いましょうか、ガイドラインで大きく最近のガイドラインとそれ以前のガイドラインで大きく変わった分野はどこか。

これは私がずっと読んでみて見つけたんですけれども、後方支援という言葉ありますよね。日本は今までアメリカ軍の活動に対して後方支援します。燃料だとか物資を補給するこれが自衛隊の役割ですよ。

アメリカ軍は攻撃するけど日本の自衛隊しませんよ、後方支援に徹するんですよと言ってきました。

だから9条に違反しないんですよずっと言ってたでしょ。これ今までガイドラインもそう書いてあったんです。日本の自衛隊が米軍の後方支援にあたると書いてあって、最近のガイドラインはそうじゃないです。逆、相互に後方支援すると書いてある。米軍が後方支援することに回わることもありますよ。

自衛隊が後方支援に回わることもある、つまり先頭に立って攻撃したり、戦争するのはアメリカ軍の場合だけじゃなく、日本だって自衛隊だってやらせるんですよということがガイドラインの中にはそう書いてあります。

これはずっと年度を追って読んでもらうと、ガイドラインの位置づけが変わってきます。

このように両軍の関係の位置づけが変わってくるかこういう文章の中から明らかです。

そうやってこの日米ガイドライン2014年のガイドラインでこのように書いてました。

それを受けた後、2018年に小野寺防衛大臣はこう言ってます。

防衛省では中期防衛力整備計画に基づき、武力攻撃事態等において相手方によるサイバー空間の利用を妨げることが必要となる可能性を想定して、サイバー攻撃の分析機能の強化、実践的な訓練環境の整備を行っており、その結果としてサイバー空間を通じた反撃にも対応しうる一定の知識技能を得ておりますと、またここ大事ですよ。我が国として武力行使の3要件を満たす場合には憲法上自衛の措置としての武力行使が許され、法律上はこのような武力行使の一環として、いわゆるサイバー攻撃という手段を用いることは否定されない。

つまり、ここで言ってることは武力行使の3要件を満たしたというふうに考えるのであれば、憲法上はサイバー攻撃に対しても武力行使をするし、場合によってはこっちからサイバー攻撃だってしますよということを検討していたということをして2018年段階で小野寺防衛大臣は言っているということでもあります。

そして2019年翌年の2プラス2協議、日米の2プラス2協議では、サイバー攻撃を日米安全保障条約第5条における武力攻撃とみなしうると、武力攻撃と見なしましょうねというふうに約束している。

つまり5条による日米安全保障条約でアメリカ軍が出てきて武力行使をすることもありうる事態としてみなしますよ、支援しますよということをここで合意をして、これ協定じゃないんだから、単なる合意なんで政府間約束に過ぎません。

両方の政府を約束をするけれども、それは拘束するものでないとわざわざ書いてるんです。

怪しげな約束ですね。なぜかというとな国に報告するような事態になると条約改正でやると、このことが大問題になるから、だから2プラス2協議という形の政府間約束でずっと、実質的には日米安全保障条約を変更するような内容をこういう形で変えてきてる。

彼らの思いは大騒ぎせずに、実質的に中身、日本とアメリカが一緒になって戦争できるアメリカ軍の指揮のもとに自衛隊が戦争する体制を作る。それをしても日本の国内が大騒ぎしない日本の治安体制をつくる、これが彼らの目的ですよ。これもはっきりしてきていると私は思います。

2021年、ここでですね、日本政府は2021年当時、サイバーについて国際法についての日本政府の基本的立場というのを出してる。これ今の立場を見るとときに大事な表明なんです。あえて太字にしておいた。

ここで言っているのはですね、日本政府は当時2021年、当時国連憲章第33条に従って、サイバー行動が関わるいかなる紛争でも、その継続が国際の平和および安全の維持を危うくするおそれのあるものについてはその当事者は第1に交渉、審査、仲介調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関または地域的取り決めの利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

2021年段階で、日本政府はサイバーとの関係で日本政府は国際法についてこういう理解をしていますよ、第一次的に選ぶのは平和的手段で言うてやるんですよということを明確にそれは国際法上の要請するところだということを表明している。これと今回の能動的サイバー防御法との関係をどう整合的に説明するのか、これは政府にぜひ問いただしてもらいたいところですよ。

今回やろうとしていることは、このような平和的手段を踏んでっていうことを一切考えてない、第一次的手段としても置いてないというところが大問題であります。

翌年2022年の岸田バイデンの日米共同宣言では、これは有名な日米軍事同盟のシームレス化、つまり、平時と有事の区別がなしにですよ、いつでももうどこでもという、そういう日米軍事同盟関係を約束しています。

そして兵器を爆買いし、その爆買いした兵器の保守整備、それから兵器産業の国際分業、日米軍の一体化、米軍指揮下で自衛隊を運用するこういう約束をし、指揮権も戦時指揮権は米軍のもとに自衛隊が入るということを明確化しました。

これこのあいだ他のところでも言ったんですが、日本はずっとね、戦時指揮権も含めて平時も戦時も、自衛隊の指揮権は日本政府にあるんだということをずっと言ってきた。

独立国としてそれが日本の自衛隊ですというふうに言ってきました。

しかしここではもう明確に自衛隊は米軍の指揮下に入るんだって。

だからこそ、米軍指揮下に入ることは密約でね、ときの首脳同士が密約はしてきたけれども、明確な約束としては出せなかった外に。これを外に出した。

しかしこの頃、韓国軍はどうなったか。

韓国は実は戦後一貫して有事には米軍の指揮下に入りますよという韓国軍の有事指揮権は、米軍指揮下に韓国軍は置きます。そのときの司令官は米軍の大將が司令官につきまますという

ことを約束してきました。これが変わりました。逆になりました。有事には韓国軍の指揮下に入る。

韓国軍が指揮権をもつ。司令官は韓国軍の大將がつくということを米軍との間で合意を結びました。

つまりここで、韓国は、独立国として当然自国の指揮、軍隊の指揮権を持って米軍はそのもとに置くというふうにより有事指揮権を変えます。

日本は戦後一貫して言ってきたはずの有事における指揮権も、ここでも米軍に譲り渡しております。

こういう状況がですね、今の日米の軍事同盟の内容、かつて軍事同盟なんていう言葉を買ったならそれだけで内閣が吹っ飛んだぐらいの状況ですけれども、今平気でマスコミも使ってますよね。

そういう軍事同盟関係の実態であります。

2022年同じ年の12月に国家安全保障戦略の中で、安保3文書の中で国家防衛戦略というのを出しています。この中で閣議決定されたものでは、もう既にですね防衛省自衛隊において能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野における政府全体での取り組みと連携していくこととするということで、能動的サイバー防御法を作ろうということを考えております。

でこの一番最後に4ページのところを見てくださいね。

サイバー攻撃の状況下においても、指揮統制能力および優先度の高い装備品システムを保存できる体制を確立し、防衛産業のサイバー防衛を下支えできる体制を確立する。

今後おおむね10年後までに、サイバー攻撃状況下においても指揮統制能力、戦力発揮能力、作戦基盤を保全し、任務が遂行できる体制を確立しつつ自衛隊以外へのサイバーセキュリティを支援できる体制を強化する。今回の、能動的サイバー防御法案が出てくる元はもうこのような形でずっとですね軍事的な目的のために進んできているんです。

ここで10年をめぐりもう確立するんだということを言っているということを押さえておく必要があります。

そして、2023年の2プラス2では、日本の防衛産業サイバーセキュリティ基準の作成にかかる取り組みを含む産業サイバーセキュリティ強化の進展を歓迎した。

日本はようやくアメリカに褒められたということですね。

そして閣僚は、情報保全に関する日米協議のもとでのこれまでの重要な進展を強調した。

アメリカに褒めてもらうように、日本は頑張ったよということを強調したということがここで書かれています。今回の能動的サイバー防御法案に繋がる有識者会議報告書は昨年11月29日に出ています。

この有識者会議の報告書をネットでも見れますので、これ見ていただくと中身は詳しく書いてあるんですが三つです。柱は官民連携の強化、つまり企業から全情報の抜き取るよという機関企業から企業秘密も含めて全部同意のもとに全部取りますよという約束をすること。二つ目、通信情報の活用で同意ない場合だって必要があると思ったら抜き取ります

よという約束をする、こういうことを定めること。3番目に脅威だというふうに判断したら、侵入して無害化措置取りますよということを、検討すると、それをしろと言って書いたのは有識者会議報告書。今回はこれら三つをやるという前提で法律化しています。法案化している。

この法案の問題点を指摘します。

まず第1に法案の提出の仕方、形式的なところ。こういう能動的サイバー防御を含むサイバー防御法案を作ろうじゃないか。昨年の春の段階で総論的な法律というのは、簡単な法律ってのは出てるんです。

これ誰が出したか、国民民主党が出してる。日弁連の情報問題の専門家が分析したところでは、非常に良い出来だと、法案の出来として国民民主党が作ったとは思えないというふうに言った。

仮に弁護士が関与してもここまでのできるものはできんと、おそらく政府と相談の上でその時点で出したんだろうというふうに言われています。そのように言っています。

日弁連の情報問題の専門家がそういうふうに言っています。

そしてですね、今回出てきた法案もやっぱりこの間やってきているように束ね法案といってね、いくつかの法律、新しい新設する法律や、あるいは法律の改正を一つの法律に束ねるんです。

だから三つや四つの法律の中身を実は持ってても、全部一つの法案の審議としてやってしまう。

今回は形としては二つの法案の審議だけれど、この二つ目の整備法案と言われるものの中には、警察官職務執行法の改正だとか、自衛隊法の改正を含んでますから、これらをそれぞれ分けると、もっと多くのもの、四つぐらいの法律の改正も含めた法律の審議に入っていくという束ね法案になって、これ束ね法案が何が問題か、安全保障に関する安保法案の時のことを考えていただければいい。11の束ね法案作られたでしょ。あれ一つずつでも普通だったら、今までだから数年かかって国会で議論される中身なんですよ。

それでも簡単に通らないような中身が、即座に1回で終わったでしょ、中身でみてください。国会の審議録読んでもらうとものすごくよくわかります。

僕は仕事柄、法案の法律ができたときの立法過程について、国会でどんな議論がされてるかっていう、これ読んでですね、法廷で議論するときの立法者意志と言ってね、立法者はこう考えてやったんですよってことか言わないかんわけですよ。そういう主張をするわけ。

今の政府の運用は立法者の意思から外れてますよ。

だからこれ違法ですよっていうことを言うんです。

そのために、国会での審議録は読むんですよ。

昭和40年代50年代での国会の審議録の議事録の厚さその深さと、今の国会での薄さ中身の浅さ比べ物にならないですよ。

最近やってる事件ではね、ちょっと前まで国家公務員の公務員の労働基本権制限についての分野を勉強してたんです。

ちょうどその頃昭和 50 年代における ILO 闘争やった後を受けて、これは社会党の議員さんや共産党の議員さんものすごく頑張った。僕はびっくりしたのは社会党の議員さんがですね、教員出身の議員さんがよう勉強してるなと思うほどものすごく勉強してですね質問してました。

非常に鋭い質問を突きつけるわけで、ILO はこう議論してるじゃないかという、こんな分厚い ILO のトライ勧告をですね、私も買って読みましたけれども、ものすごいあんなもん読めないですよ普通、そういうものを勉強した上で迫ってるわけ、だから本質を突いた質問になってる。

回答もそれに対しては答えなあかんから、ものすごくやっぱり慎重な回答しそれに対して、ある一定やっぱり答えざるを得ないような回答をしとったんです。

今や全然そうじゃなんだ。それは何かっていうと、時間がないんですよそもそも。割り当て時間は質問時間少ないでしょ。時間が来たら、順番にすぐに打ち切られるわけですよ。だから、通り一遍の回答で次行っちゃうわけですよ。そうせざるを得ない部分、不勉強なものあるかもしれない。

ここはあえてそう言いませんけれども、時間の関係で少なくとも突っ込みようがないんだろうなと善解をしておくことにしてますけれども、本当にね、かつての国会審議と今の国会審議は比べ物になりません。

これはどの法案読んでもらってもそうです。

道路法に基づく車両制限令というのを勉強したことがあります、このときも私が勉強したときにも、ものすごくよく勉強されてるなと思ってびっくりしました。

ベトナム戦争で飛鳥田さんが当時戦車止めたことあったでしょ。あれは道路法に基づく車両制限令を使ったんですよ。重いものはこんな戦車なんかはこの上を通せんぞとって止めたんです。

それでできる道路管理者にはそういう権限があったんです。

そこを議論してるんですその後ね、そういう議論がねものすごく深くされる。

今やそんな議論どこを見たってないですよ。そういう状況になってしまってる。

国会自体がもう形骸化し中身がほとんど審議できる機関になってないという大問題がある。その上に時間をかけるという束ね法案によって審議時間をものすごく短くするという詐欺的手法として、議会制民主主義を骨抜きにしているのが、今の政府、自民党、それから公明と、そしてそれに一緒になってる国民民主党や維新ですよ。これらの党に期待をして投票するのは自分たちの首を絞めるもんです。

はっきり言って彼らのやってる先ほどね、能動的サイバー防御法の総論的部分を国民民主党の名前で出してきたというふうに言いました。

何をやってるかももう明らかじゃないですかその役目は、政府の先兵なんですよ。

自分たちが先に顔を出して攻めていってやられたくないもんだから、国民民主党にやらせるわけですよ、受けのいいでしょ。こんな馬鹿な話がありますか、皆さん。それを国民は易々

騙されて、いやいや国民や維新はようやってくれるな、高校無償化やってくれたわって言って喜ぶんですか。

大体元々高校無償化を潰したのは誰ですか自民党じゃないですか、そんなはっきりしてるわけでしょ。歴史を見ればわかってるようなことをです、あえてああいうふうに取り上げるというマスコミってのはなんだろうというふうに思います。

法律、これは国会がそうやって形骸化して審議がきちんとされないということは、法律による行政っていう法治主義の根幹を揺るがしているんです。よく憲法があってね、憲法に基づいて法律があるでしょ。法律に基づいて行政というのは法律に従って、自分の組織をし、そしてどういう活動するか法律に従ってやる。これが法律による行政という行政法の大原則ですよ。

これがなければ単に法に従ってないわというだけの、法治主義違反だという言葉よりももっと重いね、権限がない、与えられてないことを勝手にやってんだということで、違法になるんです。

こういう法治原則を、法による行政の原則を法治主義を形骸化して、形だけのものにしてしまってるのは日本なんです。

日本の法律それから今の行政の運用というのは、法治主義をほとんど重視していません。

だからドイツなんかと比べると本当に比べものにならないですよ。

法律の精緻さ、ドイツは事細かに全て法律で定めます。細かいこと。日本はみんなそういう具体的な基準だとか、そんな問題は全部政令、条例に委ねる。法律みんな読んでみてください。

例えば障害者の施設だとこの運用についてどうするか、基準はどうするか、全部政令省令ですよ。

政令省令というのは国会通さなくていいですよ。例えば省庁で変えてしまえばいいだけの話でしょ。

そうやって政令省令で決まっていくんですよ。

それに従ってやってれば、法律の中に政令に委任する省令に委任するって書いてあるから法治主義に従ってるんですけど、こうやって言うわけですよ。

そんなのは法治主義原則に従ってないんです。こういう抜け穴をどんどんとるわけ。

ここが日本における行政の大問題だしそれを許している国会の怠慢というふうに法治主義が成り立ってない、近代国家じゃないですよこんな国家は。ましてや憲法に反しても当たり前。

日本とアメリカとの関係で指揮権密約があると言ったでしょ。

日本について対米従属の構造についてという、古関彰一さんっていう学者さんが、この綿密な研究してます。700 ページに及ぶこの研究を読むとですね、よくわかる。彼は非常にそれを怒り狂ってますね。

日本は戦後すぐにですよ、憲法ができた後に、アメリカ軍は日本は独立したらすぐに憲法を改正するだろうと思ってた。そうでないと軍隊なんか持てるはずがない。憲法9条があるんだからと思ってた。

ところが日本は9条いつまでたっても改正せん、財務大臣に聞いたんだよ、相手の閣僚がね。憲法との関係はいいのか、どっちが言うんだという話ですよ。憲法との関係はいいのかって聞いたら、それは随時協議をしてというふうに答えたと書いて怒ってるわけです。憲法が随時協議して変わるもんか。

この随時協議してというのが日米合同委員会だし、2プラス2の協議に引き継がれてるんだと彼は怒ってるわけです。憲法がそうやって放免されてきたのが、日米の関係従属化の構造ではないか。

これもし機会があったら読んでみてください。

大変綿密な研究成果だし、先ほどの韓国軍の指揮権が入れ替わったこともですね、このことも綿密に研究して書いてあります、みすず書房から出てる本ですね、こういうことを読んでいただくと本当に日本の今の政府だとか、政治のあり方、それから法律と行政のあり方について、日本はいかに歪んでるかということをよくわかっていたというふうに思います。次、通信の秘密、プライバシー情報の国家による機械的方法による例外なしの取得、それは先ほど言いましたね説明しました。何が監視されるのか、監視の対象は誰か。

これは監視の対象は例外なしの全情報ですから、全てです。我々も含めた企業個人含めた全ての情報であります。そして内容は必要ないというふうに有識者会議のこう書いてるんすよ。内容は必要がないと書いてある。必要がないというので、除外されるのかというところが心配だということは先ほど、DNAデータの問題を理由に言いました。メタ情報だから、秘密に通信の秘密を害しないって書いてあるはず。

政府のこの法案の提出の理由だとかにも書いてあるんです。

メタ情報って一体何だという先ほどちょっと申し上げました、通信情報なんですね。

通信の開始、終了時刻、通信先、送信量、ネットワーク上のデバイス間の接続履歴、相互作用のパターンドキュメントやファイルの作成者、誰が作成したか、変更履歴、最終更新日時、ファイルが保存されてる場所はどこにあるのか、アクセスの履歴、OSのバージョン、それからインストールされているソフトウェアパッチ適用状況、ターゲットとなる組織や個人の情報の収集などこれだけわかったら、通信の秘密害してませんか。全部そんなものは何か、誰から誰に通信出したかっていうのは通信の秘密の内容に入るのは決まってるじゃないですか。

それを含むものをこういう情報しか収集しないから通信の秘密を害しませんっててなんですよ。

何を言ってるんだという話ですよ。

メタ情報という横文字使えば国民はわからんわと思って馬鹿にされてるんですよ。

皆さん馬鹿にされるように勉強しましょうね。それで例えばこれ必要がないから消しますというふうに言ったという話でしょ。DNAデータの場合もまさにそうなんです。

訓令に書いてあるんですよ。何が書いてあるかっていうと、内規に書いてあるのはね、DNAのデータは、犯罪を犯したとか、窃取した血液を捉えた情報のDNAデータの方はデータベースに登録されてたといったでしょ。各県警にはないんですよ。

我々警察庁と協議したところによると、各県警はそのデータを入力したら、全てそのデータは中央の警察庁のデータベースに送られる。だから管理するのは中央のデータベースなんです。

このデータベースに送られるわけだけれど、そしていらなくなった情報は抹消するというふうに内規に書かれている。さて内規に書かれてて抹消されてるんでしょうか。その保証はどこにあるんだねというふうに思いますよね。彼らはですね、その内規には何て書いてあるか、DNAデータは死亡または必要がなくなった場合には抹消するって書いてある。

今回奥田さんが裁判やって消せと、無罪確定した私の情報を消せと言って裁判までやったでしょ。この過程でわかってきたのは、今までで無罪確定者も含めて総累計で6000件を超える人たちの無罪確定者の情報がデータベースに登録されてます、残ってます。

そのうち消されるのは、死亡した人の100数十件というのが、年100数十件消される。これだけです。

必要がないと言って消すというふうに彼らは言うんです。

個別に判断しますという、警察庁と協議してもいやそれは個別判断です。

私達は判決とったから、奥田さんと一緒に行ってね、消せって言って結局、消してることを確認させろと言ってやったから、今消してることを確認する画面の操作をしました。

そして今操作の場面をスクリーンショットで撮ってきましたよって走って持ってきたわけですよ、我々それを見てなるほど確認したという、時間から見て今やったんだねってそれって確認したわけです。

でも個別判断の判断として判決もらって初めて消されたわけで、それ以外消されない残ってるんです。

死亡または必要がなくなった場合。必要がなくなった場合というのはそういう判断の仕方をしてるってことをよくわかるというふうに私は思っています。

さて驚異のDNAデータの場合は大部分が残ってたというのが現実に残ってたわけですよ。協議の判断のためには、どう考えたって危険かどうか判断するため、さっき言ったようなメタデータだけでは十分でないということははっきりしてますよ。中身見ないかんだらうと。そうすっと中身見られると、どんなやり取りしてるのか、誰とどんなやり取りしてるのが全部わかるでしょ。私が大場さんとこういうやり取りしてました。メールでいついつ送りました。

この内容でちょっとあれまじいんじゃないのって私が言ったとかね、そういうふうに書いたら何かまじい情報をやり取りしたでって言って取らえるわけですよ。そうすると怪しげなことをしたではないか。

別に怪しくないことをしててもね、そういうふうに疑われるわけでしょ。こういうことをやられるだろうと。やれる可能性はもう機械的方法によって全部取るわけだからやろうと思っただらやれるわけです。

そしてスノーデンさんが証明したように、その途中の過程で情報を抜き取ることは可能なわけ、そういうことがやられることを導入しようというのが、能動的サイバー防御法案のこの取得部分。

その上に戦争に巻き込まれるかもしれない、巻き込まれるどころじゃないですね。

かつて日本は国会で、防衛大臣がサイバー攻撃された場合には、場合によっては反撃するんだと、武力行使もするんだというふうに答えてるわけでしょ。それをやると言っているんですよ今回、どうやってやるの。

5ページのところの攻撃侵入を無害化措置のところを見てください。

5ページの(4)のところに書いてあります。

ここでやる攻撃侵入を無害化措置は、どういうことをやろうとしてるかこの新しい新法の32条に対象国の通信事業者の設備を無断で利用して、わかります。

そのサイバー攻撃がされようとしている。そこから攻撃が来るその対象国の設備を無断で利用するんだと、無断とは勝手にやるということですよ。

同意なしに勝手に犯罪なんです、完全な犯罪なんです。サイバー攻撃に関与していると疑う通信を分析すると、勝手にそこにある情報を抜き取ってきて、必要な場合取得する措置を取る。

勝手に取ってきますよと言っているわけですよ。こういうことをやります。

どうやって取ってくるのというふうに言うとそれも詳しく書いてあるんです。

取得するというのはそのデータ情報を複製取ってですね、こちらに定めた受信先に送らせるという方法によってやるんだですよということが書いてあります。法案の中に書かれています。これ勝手に盗み見て良いという措置を法律の中に書き込むと、相手国の了承なしに勝手にみていいよということを日本の国が法律の中に書き込むということを今回の法律の中には書いてある。

さあそうやって危険だと思って、勝手に抜き取ってきた情報を見ました。

危険です脅威ですと判断し、無害化措置、危険でなくする措置をとるというふうにこれも書いてあるわけです。

これどうやってやるのというふうに言うと、これがですね無害化措置は整備法という警察官職務執行法の改正や自衛隊法の改正を含む法律の6条の2というところで書いています。

そこで警察庁の長官が、サイバー危害防止措置執行官というものに直接指名し、検察庁にやらせるとどここの都道府県警にやらせるんじゃないですよ、サイバー危害防止措置執行官というものを任命して、その人間を指名してその人間にやらせる。

どういう人間がやるんだっていうと、警察庁または都道府県警察の警察官のうちから、事項の規定によって、これあの法律に規定があるんですが、措置を適正に取るために必要な知識

能力を有すると認められる警察官だと、警察庁長官が必要だと能力あると認めたら指名できるわけですね。

そういうサイバー危害防止措置執行官というのを指名します。

ここのところですね、これを大変重大な警察法の大きな構造変換だと。

大きな実は戦後警察法の大きな変更になるんだと指摘されてるのが白藤教授であります。

6ページのところに書いておきました。日本の警察法ってね、戦後できた警察法と、警察官職務執行法をおいこら警察が復活だと言って警察官職務執行法改正、戦後のときにそういう改正法が出たときに、市民の反対で潰したよという市民運動の成功例として語られる警察官職務執行法ね。

職務質問をするときのそういう根拠になっている法律です。

警察官の職務執行法、警察が行動するためには組織法、どんな組織でどんなことを任務として何を目的にしているかを書くのが警察法です。警察法は実はこういう組織作りますよこういう目的でやりますよ、こんな任務がありますよとしか書いてないです。

先ほど行政というのは、法律に従って法律の要件に基づいて、それが満たされた場合に初めて行政が行動できるんです。こういうことやっていいですよという許可を得られ、これが作用法とかね、行政活動法と呼ばれる行政作用法といわれるもの、組織法と作用法がなければ、行政組織は動きが取れない。

その意味では、警察官職務執行法の改正を阻止したことによって、日本の警察組織というのは目的任務の規定はある組織法はある。だけど何ができるかの部分で、刑事訴訟は犯罪捜査の目的以外は、職務質問等の非常に軽微な行為以外はできない形になってるんです。

これが法律の構造なんです。でもやってるでしょ。好き勝手やってるでしょ。

先ほどや言った公安警察が市民を監視してると言いましたね。

あのときの根拠は何使ってると思いますか。

警察職務執行法にはそんなことやっていって書いてないですよ。

警察が言うのは、警察法2条1項にいう公共の安全と秩序の確保のため維持のために、そのことを根拠に、警察法2条1項を根拠にやっているんですけど、こういうふうに言うんです。奥田さんの事件のときも、白竜の事件のときも、白竜の事件のとき私がまさにここの部分は準備書面を書いて議論したところなんです。そもそもそんなことは許されんじゃないか。

行政として法律に基づかずに受権されずに法律で権限を与えられずに勝手にやることなんかできんじゃないか。それだけで違法だろうと、警察の活動、公安警察の監視活動は全部違法だという議論をしたんです。

極めて乱暴な議論のように聞こえますが、行政法学者では当たり前だったのです、実はこの考え方は、一定時期までは。だから名古屋大学に室井先生というね、室井力さんという行政法の大家がおられて、その先生がおられる頃、彼が大家だった頃はですね、こんなの当たり前だと言って日本中の学者でもそう言ってたんですよ。ところがその後、行政法学者もずいぶん他の大学の出身の人たちがのさばってきて、中には警察上がりの人が行政法学者といっ

て、警察行政についての本をいっぱい書くようになってきた。その中では議論を変えるわけ  
です。

警察法の目的である任務目的を書いた警察法2条1項の公共の安全と秩序の維持。これを根  
拠に一定警察の活動だって認められてしかるべきだと、それがないと警察活動がもうできな  
い。

監視活動し情報収集活動をなくして、警察の適切な活動というのはあり得ないということ  
を彼らは書くわけ、許されるんだと、作用法なくたって許されるんだということを書くん  
ですよ。

それを前提に実は裁判所は実はその立場に立ってるんです、ほとんどがね。残念ながら、今  
回のDNAの抹消事件でも、それから大垣警察の市民監視事件でも非常に問題だと。そうい  
う法律がないことが問題だし、抽象的な文言だけでやってることは問題だとまでは裁判所も  
書いたんだけど、だけどないからといって全部違法だというわけにもいかんからといって、  
奥田さんのDNAの抹消の事件は、ちゃんとした法律を作りなさいというふうに命じた。こ  
れはすごいですよね。

立法化せよと、しかもこんな内容の法律を作るべきだというその内容まで書いているん  
ですよ。非常にすごいこれは突っ込んだ画期的な判決が出たんですが、残念ながら公安警察の活  
動一般について判断した大垣警察の事件ではそこまでは言わない、立法化するのが望ましい  
とまでは書いた。

だけど立法化すべきだとまでは書いてない。

そこまで言うのは無理だろうと、ここまで公安警察の活動が蔓延ってですねやられている  
以上、全部それを違法だと言っちゃうのは、あまりにも影響が大きいと思ってきつと遠慮した  
んですよあれね、そうだと思います。

私は不徹底だと思いますけども、違法だと言っておけば立法化せざるをえんのだから、言  
えばいいんだと思うんだけど、あの裁判官ってのはそこは一步勇気がなくて踏み出せなかつた  
というふうに私は思っています。というふうにことごと左様にですね、日本の警察法って非  
常におかしい脆弱だから、警察法学者は、あるいは憲法学者や行政法学者は日本の警察法を  
どう評価してるか、これちゃんとした論文集には書かれてるんすよ、きちんとかかっている  
んですよ。

日本の警察法は、警察に対する法的統制が取り締まり法の統制ね、統制が脆弱である、警察  
法の脆弱性というふうに書いてある。そんな脆弱だと言われるような統制法を持ってて法治  
国家があって、おかしいでしょこれ。それを何とかせなあかんじゃないすか。それは国会が  
まずやるべきだと私は思うんですよ。国会はちゃんと立法化しようじゃないかと、法律で歯  
止めをかけようじゃないかってやるべきでしょう。私が大垣事件で書いたのは、しかしこれ  
やるのには時間かかると。

時間かかる間全部違法行為、野放しできんでしょ。それだったらあなたたちは違法行為を見  
つけたら、個別判断で全部違法といえと。いちいち違法と言って判決を下してそれでお前た  
ちのやってることは間違ってるって言えと。それが裁判官の態度だろうそれに応えたんです。

ちゃんと彼らは違法だと言ったんですよ。その意味で高く評価できるんですよ。警察が情報を集める、監視をすることを違法ですと言ったのは、これないですよ実は。あの日本共産党の国際部長だった緒方さんの自宅を盗聴していた。誰が見たって違法な行為ですよ。警察がやってたこともこれははっきりして、これ警察がやってたということで、彼らは弁護団はこれに対して公務員の職権濫用罪に当たると言って刑事告訴した。民事ではない。これさすがに神奈川県警だから神奈川県に対して、民事の国賠を認められたんだけど、職権乱用罪、当然当たると思うのに対しては、東京地裁も東京高裁も控訴審である東京高裁も全て職権乱用罪はすべて無罪。なんでと思いますよね。警察に盗聴する権限なんか与えてない。いわゆる盗聴法という令状を得て盗聴するというのは、後ですよできたのは。その法律もない段階であった。明らかな違法行為について無罪にしちゃった、どういう理由で無罪にしたと思います。これは読んでみて驚きましたけど、東京高裁も東京地裁も「警察と名乗ってやってないから警察の職権を濫用してない」。馬鹿にするのかお前はと言いたいんじゃない、屁理屈もええかげんにせよ、名乗って違法行為やんのかと法を守ると言ってる警察が「私今から違法行為やりますよ警察ですけど」って言ってやるのかと。そうでないと警察官は職権濫用罪当たらんのかと、非常識でしょ。そうやって守るのが同じ警察官を守るのが今日本の裁判所ですわ。というところで、だから警察がやる情報収集行為について違法だと認定してないんですよ。それを認定させたんです今回、そして、これもものすごい大事なことは何かっていうと、あの奥田さんの事件でもそうだし、大垣の事件でも一緒なんだけど、警察がそんなにやれると、2条1項でやられると言うんだったら目的と必要性、具体的に言ってみろという。この場合にそれがやれるという目的と必要性を具体的に言ってみろ、主張を立証してみろ、それができないんだたらないということだといって違法にした、これもすごいでしょ、これ一般的にいっぱい使えるので今後ね。ぜひ忘れずに覚えてくださいよ。何か警察がやったときにこの論理は使えるんだと。具体的に目的と必要性言ってみると、抽象的な公共の安全と秩序の維持では駄目なんだ、あなたたちはこの場合にこれを監視する必要性目的は何だと、正当な目的が言えんのか、必要性あるのか、言ってみようとうふうに言って、それを裁判所で主張立証できなければ負けるんですよ警察が。こんな構造を作ったのが今回の名古屋高裁判決だったわけで、そういう立場から考えると何にもなしですよ、裁判所の令状もなしでそれで盗聴を許す。盗聴どころじゃない、全ての電子情報を全部握る、映像動画も含めて全てですよ。それを政府が握っていいですよ取得していいですよ、危険だと思ったら勝手にその国のサーバーが置かれた国の了承も得ずに勝手に侵入して無害化措置、潰しちゃっていいですよ、動かなくていいですよ、機能なくていいですよ、こういうことを認めているんですよ。で先ほど言おうとしたのは白藤先生が言ったこと。戦後、警察法の構造はどういう構造か。戦後、戦前の特高警察があったとき国家警察ですよ。戦前の国家警察は。地方に内務省があって内務省の後に警察があった。一括管理していた。全国の都道府県の本部長も含めてそういうのをみんな全て国が任命してた。国家警察、この国家警察を戦後民主化しなければなら

ないと言って、改めたのが、警察法の改正ですけど、改正であり旧警察法をね、これ今の警察法はそれをまた悪くした警察法を改正された後の警察法もそうですけど、それでもまだ名残は残ってるんですが、これは何かというと、地方自治体が警察を持つ形にするんだと。国家で一元的に管理していると、市民や国民の利益を守る安全を守るという警察の目的を忘れて、国家の利益、国益を守るための警察になってしまうでしょう。

だから自治体警察にするんですと、雇い主は自治体なんですと。

だからその住民を守る、安全を守る住民の命を守る、それが警察の任務なんです。

こういう構造にした。都道府県警察にする前は市町村警察だったわけです。

市町村が警察官を雇っていた。よくアメリカの西部劇で出てくる保安官っているでしょ。

あれは住民が町の住民がみんな保安官雇うんです。

そういう制度が英米法系の流れの警察制度ってのはそういう流れなんです。

フランス系大陸系のフランスやドイツなどの大陸系の警察というのは国家警察だから、まさに秘密警察を抱えてですね国家警察が国民を監視し統治するというそういう一元管理をする警察官、これ戦前の型だった。まさにフランスに倣って日本警察制度で来たんだけどね、それを戦後アメリカが来てですね、アメリカ型の自治体警察に変えるよと言って市町村警察に変えた。

これを改悪しようと、この改悪の歴史を調べてみるとですね、ものすごくよくわかるんです。これ僕は大垣の事件のときに準備書面で書いたんですよ。56ページのやつを。書いたんだけど研究したんだけど、公安警察ってポツダム宣言を受諾したときにこのときに、戦前の非民主的な制度も廃止せよと、法制度を廃止せよというふうにポツダム宣言の中にあるわけですね。

で、ポツダム指令として占領軍から特高警察、治安維持法の廃止というのは命令を受ける、即座にね、8月でしょあれ。その前に受託してですね、そしてその後、なんとですね公安警察の復活というのはいつだと思います。同じ年の12月に公安警察復活させてるんです。占領軍に国内秩序を維持する必要から公安警察必要だと言ってその許可をもらって、こそっと大々的じゃない。地方自治体警察しかないときにこそっと公安部門を警視庁の中に作ってる。

こうやって作った、そこから芽がどんどん膨れ上がるような状況を作ってきて、今は公安警察に関しては中央直轄なんです。

これはその後市町村警察が都道府県警察に変わるんだけど、今は都道府県警察の警察は、愛知県警だったら、愛知県の警察。だから訴えるときには愛知県の知事宛に訴えるんですよ。警察対応やねそういう形で都道府県警察なんだけど、実際に、例えば県警の本部長は中央から警察庁からそのキャリアが送り込まれてくるし、公安部門だけは本部長じゃなしに実は中央の警察庁に直轄で情報を流している指令を受けてるという情報、国家警察が一定部分復活してるんですよ。

それでも形の上ではね、各警察、実際に警察活動するのは都道府県警察ですよというふうになって、その都道府県警察を管理するのは誰かということ公安委員会が管理する。全国の警

察は国家公安委員会が管理しますよ。そして、各都道府県の警察は都道府県の公安委員会が管理しますよというふうになった。

つまり民主化のため、そして政治的な中立性を確保するために、公安委員会という制度を基設けて、警察を管理させる制度を作った。

ようやく民主化されたうちの名残りとして残ってるのが、この公安委員会制度。これも形骸化して何の役にも立ってないんじゃないかと皆さん思うでしょう。だけど愛知県では役に立ったことがある。

何が役に立ったか。

沖縄の辺野古に愛知県警を派遣したときに、この公安委員会の承認を得てないじゃないかと言って私達は訴訟やったわけですよ皆さんね、やったわけですよ。

まさにその承認を得てないということが違法だといって愛知県警、日本全国で初めて、機動隊派遣違法だというふうに認めさせたのは名古屋高裁判決であったわけですよ。

役に立つんです。やっぱりやって、何もその承認形だけにあるだけのような組織のように見えて、でもやっぱりその組織を経てないと駄目なんだよって違法になるんだよということを、役に立つあったわけです。これをなしにしようとしたのは今回のこの制度だというふうに白藤先生は言ってる。

つまり先ほどの6条の2、5ページの真ん中付近にある無害化措置の一番上の整備法6条の2というところの文章を見てください。

サイバー防止措置執行官というのは、事項の規定による措置を適正に取るために必要な知識および能力を有すると認められる警察官を警察庁長官が指名すると書いてある。

警察庁長官の直轄なんです、これ他にないんです。国家公安委員会や都道府県公安委員会どこいったん。民主化のための政治的中立性を保つための制度としてあったはずの国家公安委員会、都道府県公安委員会の承認もなければ監視もない全く名前も出てこない。この無害化措置を取るときに一切公安委員会の関与なしですよ。なんかわからんこの第三者委員会ね、サイバー通信情報管理委員会という何かそういう組織を作るんですよ。その承認を得ればいいということになっているというね、公安委員会組織は全くすっ飛ばし。これは重大な戦後の警察民主化の法構造を変えてしまうもんだ。

警察の民主化の構造の最後まで残ったかろうじて残った自治体警察、かろうじて残った民主化構造中立化構造を破壊するものだ。

コソツと重大な破壊工作を今回の法律はやってるんだということを白藤先生は言っておられます。

白藤先生というのは、室井先生の弟子ね。名古屋大学の出身で本当に面白い先生ですけど、すごいやっぱりきちんと物を言われる人だというふうに思います。

国家警察の復活を狙っている可能性があるんじゃないかという指摘をされています。

指摘する警察法学者ってあんまりないですけど、私は非常に正しい的確な指摘だろうというふうに思いますし、彼らが隠したい狙いが、行政法学者が読んでもこれわからんでしょうと

いうふうに彼は言っていましたけど、まずそういうこそっと潜り込みましたこういう狙いがあるんだということがよくわかる内容になっています。

どんな方法でやるかということで、外国と関連するでしょ。

他の国を通じてサイバー攻撃されると、外国と関連するでしょ。そこの国に断らずに勝手に侵入して取ってくるでしょ。そしてそれを使えなくするでしょう。

当然外国との外交関係問題になりますわね。どういうふうにするかという、これの6条の2の2項でこういうふうに書いているんすね。

情報技術利用不正行為というのを、サイバー攻撃のことを言うんですが、またはその疑いがある電磁的記録を認めた場合、そういう記録があるという、データがあるということを認めた場合で、そのまま放置すれば人の生命身体または財産に対し重大な危害が発生する恐れがあるため、恐れがあればいい。

緊急の必要があるとき、誰が判断するんだと書いて通信の送信元、もしくは送信先である電子計算機または加害関係電磁記録データが残された電子計算機の管理者、その他関係者に対して加害関係電磁的記録の消去、データを消せと、その他危害防止のために通常必要と認められる措置をとることを命じると、この先ほど言ったサイバー危害防止措置執行官という人が、そういう命令を下す国内にやったら命令意味ありますよ。

外国にあるものにどうやって命令出すんですか、出せんでしょ。

だから書いてあって海外関係で電子計算機が国外にある場合というのが書いてあります。

措置は、警察庁のここは都道府県警の警察官じゃなくて、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置、執行官に限って、警察庁の執行官だけができますよとあって、あらかじめ警察庁長官を通じて外務大臣に協議しなければならない、外務大臣と協議しておけばいいんだ協議だけです、協議だけしておけばいい。けどこのあらかじめ協議をするということについてもですね、この後にですねいろいろ書いてあるんですが参考のとこ見てください。

サイバー危害防止措置執行官は2項の措置をとる場合には、あらかじめサイバー通信情報管理委員会の承認を得なければならない。

ここで第三者委員会というね、サイバー通信情報管理委員会、名前忘れるんですけど、新しく作るような名前勝手に作ったものだから忘れるんですけど、サイバー通信情報管理委員会の承認を得なければならないというふうに定めています。

しかしここは但し書きがついている、ただし機能に重大な障害を生じさせ、または生じさせる恐れのある加害機器通信、これサイバー攻撃されるサイバー通信ですが現に送信されている場合、その他の当該被害防止のため防止のために承認を得ないと認められる特段の事由がある場合は、この限りで、および事後承認でも構いませんというふうに、先ほど防衛大臣の過去の国会答弁で申し上げたように、相手はこんなことをされたら主権侵害だと言いますよ、サイバー攻撃に対してはかつては日本は、武力行使と同様に武力で反撃可能だというふうに国会答弁していましたよ。

つまりこれを認めるということは、武力による反撃を招く危険性があることは政府も 100 も承知ということですよ。その措置を何と何とこのサイバー通信情報管理委員会の承認が得ればいい。

それから、それが外国にある場合については、外務大臣と協議しておけばいい。これだけの要件ですよ。

どうなってるのと思いますよね。日本を戦争に巻き込むかもしれないその恐れが非常に強い、こういう攻撃をするのにこれだけの要件で認めよう。しかも事後承認でもいいですよ。

こんな歯止めのないようなことを今の政府に任せられますか。

それほど信頼できる素晴らしい人たちがやってるんでしょうか。そして素晴らしい人たちが選ばれるんでしょう、僕全く信用してない。そういうことをやる。

そして明らかにですね私は形骸化することがもう必死、明らかだろうと思いますが、そういう第三者機関の承認、しかも事後承認可でやるのは警察や自衛隊に実施させると、これは危険じゃないですか。

というふうに申し上げて、勝手にやることになってる警察、これにやらせていいんですか。戦争して勝つことしか考えてない自衛隊にやらせていいんですか。

彼らが考えてるのはね、外交関係上どうなるかとか、日本の国民の命を守ることをなんて考えてないですよ。任務はそうじゃないんですよ。

自衛隊の任務は相手を殲滅すること、つまり勝てばいい、武力攻撃に対してとにかく勝って部隊を殲滅させればいい。それが主任務なんですよそういう教育をされてくるわけですよ。だから日本の国民を守りますなんて言ったのは嘘です、なんてことできるはずがない。

沖縄で、本当に沖縄が戦場になったときに守るのか、守れるはずがないんですよ。

だって日本が今南西諸島にシフトしてるでしょ、自衛隊のシフトをね、かつての仮想敵をソ連に置いていたときから、中国を仮想敵にしたときに南西諸島や沖縄にシフトしたわけですよ。このために北海道にあった部隊を南西諸島や沖縄にずっと西日本各地に送ってるわけですよ。

全国各地を使ってですね、自衛隊が移動できるようにした。その他ときの訓練をやったわけですよ。これね、自衛隊の部隊を運ぶのに、自衛隊の艦船だけでできると思います。

全く不可能できない。どうしているか、フェリーの借り上げする、常時借り上げする民間のフェリーですよ。常時借りてる。そんな状態なんですよ。

その状態でですよ、自分とこの艦船も運んだり、部隊にも足りてないのに、どうやって住民運ぶんです。どうやって住民を守るの、できるはずがないことはもう百も承知これも、承知してて言葉だけ、口だけ言うだけ。日本の本当に政治家や政府のひどさってのはそこにありますね。

口で言うだけ、何も実行する気は腹の底からない、こういうところにね、彼らがやろうとしてることが、そしてこの実施機関密かに盗んだり、密かに壊したりするのはばれてもいいんですよけどね。

彼らは別にばれる場合も考えてるんです。

それも考えた上で、武力攻撃の危険性があったって、警察や平時、戦争になってないときには警察にやらせます。そして戦争になったら自衛隊にやらせますと言っています。

これをシームレスといって切れ目なし、すごいね、これあの安保訴訟でねずっと僕ら裁判やってるでしょ。裁判所が言うのは、負けさせます。原告の訴え負けさせるなんてどうやって負けさせるかっていうと、まだ戦争になってないでしょ。危険は現実化してないでしょう。だからあなたたちが言っている私達が危険だから怖いから訴えてるんですというあなたたちの権利は認められませんって言って、だけど、政府は日米は約束して、シームレス、平時にも有事もない、切れ目なしにあるんですよというふうに言ってるそのための体制を作っている、それが危険だというふうに我々は言ってるそのときに、勝手に頭の中だけで考えた裁判官が切れ目があると行って、勝手に切れ目入れてたって、そんな切れ目はどこにあるんですが言ってみろという話ですよ。

彼らは逃げの手段としてそういうふうに口実として言ってるだけ。これが日本の裁判所の裁判官。情けないこといい加減にせよというふうに言いたいですよ。

もうちょっと上品に言いますけどね、今度ねこれから弁論の機会に言うけれど、上品には言うけれど、中身はお前らしい加減に覚悟を決めて言わんかいというふうに言うつもりなんですよ。

当たり前ですよ、この国の国民だとか市民住民の命を守るんでしょ、これから生まれてくる人たちの命を守るんでしょ。そういう任務があるんですよ彼らには。だとしたら今ここで自分たちが他の機関の顔を立てたり、他の国家機関の顔や政府の顔色を見て黙るなんていうことが許されるはずがないじゃない。

私は子孫だとか後世に対する責任を感じると、日本で私は日本の国民で一番問題なのは後世に対して歴史に対する責任を全く感じないところだと私は思ってる。

今ここだけよかったらいい、金だけ儲かったら自分だけよかったらいい、まさにそういう感覚です。

こんな情けない国民があるかって、それはあり得ないだろうと。

やっぱり中国のあの史書を見てもそうですよ。

史記なんか読んでても、中国の史官は自分の命をかけても、今お前はこの「自分が殺した」と書かない、書くなというふうに命じられたときにでも「あなたが殺したじゃない」って言って絶対曲げなかった史家がいるわけですよ、歴史家がね。これで殺されたってそこには書いてある。

殺されてもやっぱり曲げないんですよ。それが歴史に対する責任だし、そういうものでしょうということが、日本の国民の中にそういう意識がないというのがもう情けなくてしょうがないですね、私はね、そして、令状なしでもう形骸化し第三者機関の承認だけでいい。ここにはですねサイバー通信情報管理委員会には能力を持った専門職員を置くと書いてある。一体誰やねん。どこにいんねんそんな人。

で議論をしている有識者会議の中でもね、そして先ほどちょっと紹介したように、国際機関の中でも最大の弱点は人員不足だろう、そんな人間おらんだらうというふうに書かれてるわけ。

日本における最大の弱点やっぱりそこなんです。専門知識を持ったそんな人間はいないんですよ。

それほどたくさんいない、今は民間のサイバーセキュリティが最高級だというふうに国連からも評価されるようにそこにいっぱい集中してるわけ。

そうするとそれを国家機関の中に入れてこなあかんでしょ、どうするのか破格の待遇をせよと、そう専門家にはね、年収2000万ぐらい支払えとっている。年収2000万でくるかと大企業もっと出しとるぞと。そうなんですよもっと出しとんすよ実は。そうやってそんな専門家を雇ってるときに、年間2000万出すから雇えると思ったら大間違い。そこはまず間違いね。その上にそんな簡単にやっぱりこれから要請するにしても時間がかかるんです。

日本は自衛隊のサイバー部隊でも2000人台ですよまだね。中国は2万人います。

大丈夫だよ。すごい役に立つような話じゃないことよくわかるでしょ。

すぐに要請もできないし役に立たないんです。

役にたたわりつつ、こういう将来の狙いのために彼らはこの法律を作ろうとしているわけです。

最後のまとめ、今日私が申し上げたことをまとめる的に言うと権力の分立はない、ないです。政府が統一的に最高指揮官として指揮をとり、それに唯々諾々と従う国会があるだけ。

そして裁判所はそれを忖度して何も厳しいことは言いません。

最近裁判所はね、最高裁も含めて、個人の人権に関わる分野、同性婚であったりね、そういう分野について時々いい判決、私はそれは良い傾向だと思ってるんすよ。一歩前進ですよ。裁判所の役割の権利保障というものに対して、少しでも役割を果たせるなら良い判決、良い傾向だと思うんだけど、最大の欠点はどこか。権力に対して物を言えないこと、政府に対して国会に対して物がほとんど言えない。これは権力分立があるとは言えません。権力分立がない、それから法的統制が脆弱だ。

先ほど最初申し上げました警察を除く地方による事後統制、悪いことやったら後で司法が裁判所が違法だと判断してくれるという事後統制も効いてない。

こんな日本で権力にこれほどの権限を与える、戦争する権限さえ与えてしまう、こういう法律を作るんだという認識を我々は持たなければならない。

それを私達が今認めるかどうか問われてるんだ。黙っていたら、国会はそのままいきますよ。

先ほど、国民民主党が出したというように、彼らは様々な手段を使って国民の信任を得ている、これが必要だと言ってる、読売の少し前の世論調査によると、日本の国民の8割はサイバー防御のための法律が必要だと言っていると、その制度が必要だという世論調査があるということも彼らはあげてる。

こういうのを出してきますよ、おそらく。私達は黙ってたら駄目なんですよ。

こんな危険があるんだと、こんな法律で許すのか、私は秘密保護法が出てきたときに、こういう危険性があるんだということをこの地方で声を上げ、そしてあのとき数えてみると1年間100回も学習やってんですよ。そうやって秘密法に反対する愛知の会は作ったんですよ。

これをもう1回やりましょう。これやらなきゃもう駄目だと。

それぐらいの運動を起こして、一大運動ここから起こすつもりでないと、ほとんど声が上がってない日本でこの運動を起こすことはできんだろうと思う。

私はだからこれを起点に大きな声をですぬみんなが知ってる人には声を上げて、これ危険だよ、こんなことやられたら大変だぞと。戦争されるだけじゃなく我々の情報みんな取られるぞということをぜひ拡散してほしいというふうに思います。極めて重大な影響を及ぼすその法律を国会の議論も不十分になるしかない。そういう国会で十分な審議もなく通そうという、そうやって狙っているのが今の政府であります。

早期な反対運動を構築しましょう。

以上です。

司会：だいふ熱弁が入りまして時間超過になりましたけど、（すいません。）

ちょっと時間少ししかありませんけど皆さんから何か質問ありますか短めに。2人ほどありますね。

会場：相手国の主権侵害でですね、日本がサイバー攻撃を加えた相手から武力による反撃を招く危険性と言われましたね。おっしゃる通りだと思いますが、日本のサイバー攻撃はアメリカと繋がる形で行われる以上ですね。やはり先制攻撃もですね、ありうるのではないかというふうに危惧しております。

論拠を言います。

2007年イスラエルはですねアメリカと組んでシリアにサイバー攻撃してますよね。

何をやったかというとシリアの防空レーダーを麻痺させてしまって、同時にイスラエル軍が楽々とシリアに空爆してますよね。

さらに2010年、アメリカはイランに対して、マルウェアという恐るべきですね、この特異なんです。アメリカってStuxnetを使ってですね原発を止めてますよね、原発を止めるということですね、これはアメリカがイラクに対してですね原発を攻撃したこともあるわけだから、これはどう考えてもですね、先制的戦争行為ですね。

で、ある意味で日本のサイバー攻撃はアメリカのそういった先制攻撃を肩代わりする側面もある以上ですねアメリカがおっしゃっていた日本逆らえないんだから、結局そういう意味ではですね、反撃もあるとは思いますが相手国へのですね先制攻撃に繋がることも十分考えられるのではないのでしょうか。

中谷：十分ありえると思ってます。

十分あり得るんだけど、それを先に出すと国民の反対が起きるから、防御だということを表に立ってるんですよ。

能動的サイバー防御法という訳のわからん言葉を使って、そういうごまかしをしているというふうに見た方がいいし、山崎さんのいわれることは当たっていると私は思っています。

会場：今日はどうもありがとうございました。

要するに情報がですね、企業の秘密情報っていうかそれも全部ひっくるめて収集されるということなんですね。経済界はどういうふうに言っているのかっていうことと、それとやっぱり去年できた経済安保の問題と、何か関係がどういうに関係があるかなっていうことをお聞きしたいんですけど、

中谷：経済安保の関係ではね先ほど言った日米の協議の中で、ずっとサイバーセキュリティとしてまず第1に経済安保です。適性評価をですね導入しなければならないんだということをずっと言ってるんですね。その一環として彼らはサイバー分野でのセキュリティをこうやって作ってきましたよと言って、先ほど紹介した日米協議の中で閣僚が誇っているというところがあって、それとまさに関連するものとして、次の問題として、サイバー防御に官民一体であたれと、企業だけにやらせていかんと、もっと政府が主導的にも前へ出て、こういう方法で防御するんだ、防御じゃないですね実質的に攻撃だと思えますけれども、するんだということを明確にせよと、その手法も含めて政府が主導せよというふうに言ってるのは、今回の法律の実質の裏の狙いだというふうに思いますよね。

だからこれ今まで行われてきたことや、着々と整えられてきたことと、まさに密接に関連するし、それを一歩広げた法律だというふうに考えていたんじゃないかと思えます。

はい、以上です。

会場：先ほどの山崎さんの質問に関連することなんですけれど、いわゆる武力による威嚇または攻撃については憲法9条違反なんですけれど、明らかにこれも武力に相当しますよね。これは憲法違反そのもの、いわゆる憲法9条違反そのものだと思いますけれど、その辺に堂々とそういう国会で議論されないってことが非常に不思議です。

中谷：されないでしょうね。おそらくね、だって安保法制のときに武力攻撃をまさに他国と一緒にしようというときにどれほどの議論がされました？

違憲だということをちゃんと言ったとしても、最後は強行採決で押しつぶされてほとんど議論らしい議論なしに通っちゃったじゃないですか。

サイバー攻撃に関して先ほど紹介したような国会答弁がいろいろあってですよ、使えるはずなのにそういう形での質問がどこまでされるか、大変私は危惧をしております。

おそらくもちろん護憲派の人たちが頑張るとは思うんですけどね。

だけどやっぱり国民が反対の声を上げないと大変な危険なところに来ているというふうに思います。

以上です。

司会：ありがとうございました。

でも、考えていくと非常に能動的に言ってますけど、攻めの姿勢というか戦力の動きは本当強くなってますよね。（そうですね。）

やっぱり司法が無力の中で合憲っていうのは、安保法制も本当全国 25 でやっとして、同じようなコピーしか出てこないっていう本当情けない話ですけど、中谷さんに大変長い間の熱弁をいただきまして、（本当にすいません。どうも申し訳ありません。始まり 30 分間違えたもんだからあと 30 分間違えてすいませんでしたどうも申し訳ありません。お詫び申し上げます。）

3/29 の教育館でまた話すんですね。今回はだから狙いの部分にちょっと重点を置いて、これも軍事目的でやろうとしてるんですよというところに重点を置いた話をしました。

もう少し違った角度から今度は話をしたいというふうに思っております。

以上です。

司会：日本の警察官が地方自治体でやってきてるんですがそういうのを無力化するというような流れがありますので、ぜひ学んだことを身近なところで広めていただければと思います。1 個先ほど私紹介しませんでしたでしたがここに 5 月 3 日、沖縄から憲法を問うという集会の案内も出ていますので、またぜひ見ておいてください。事務局の方から連絡はないですか。いいですか。

3 月 19 日、また全国統一行動を、みたいな感じで進めていきますので、ぜひまた少し暖かくなってきましたので、ぜひ皆さん一緒に戦えばと思います。

今日本当にありがとうございました。

これ一応学習会終わりにしたい思います。どうもありがとうございました。